

官報

(号外)

- 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働）（四四）
 - 職業安定法施行規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同一四五）
（農林水産七八）
 - 株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（告示）
 - 農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（同一八）
（財務・農林水産一七）
 - 中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（同一九）
○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件（厚生労働四一六）

三	四	五
裁判所		
破産、免責、再生関係		
特殊法人等		
地方公共団体		
税理士証票無効・登録抹消関係		
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示 送達関係		
会社その他		
会社決算公告		

公
告

公
告

○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（経済産業二五〇）

- 漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件（同二七四五）
- 農業經營基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する牛（同二七四六）

○農業近代化資金融通法第二条第三項
第四号の規定に基づき、同号の農林
水産大臣が定める利率を定める件の
一部を改正する件(同二四四)

○派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針及び派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示
(同四一七)

	改	正	後		改	正	前
別表第一 (第四条の二関係)				別表第一 (第四条の二関係)			
劇物				劇物			
一～二十五 (略)				一～二十五 (略)			
二十五の二 (略)				二十五の二 二～ジフエニルアセチル－			
				一・三－インダンジオノ・〇〇五%			
				以下を含有する製剤			
一十五の三 三～ジフルオロメチル－				(新設)			
一～メチル－N－[(II)R]－－－－							
三～トリメチル－二・三～ジヒドロ－							
一H－インデン－四－イル－一H－							
ヒラゾール－四－カルボキサミド及び これを含有する製剤。ただし、三～ジ							
フルオロメチル)－一～メチル－N－							
[(III)R]－一・一・三～トリメチル－							
二・三～ジヒドロ－一H－インデン－							
四－イル]－一H－ヒラゾール－四－							
カルボキサミド二%以下を含有するも のを除く。							
一十五の四 (略)							
二十五の三 ジプロピル－四～メチルチ オフェニルホスフェイト及びこれを含 有する製剤							
二十六～六十七 (略)							

この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。